

10月1日から変更になります！

平成19年10月1日より次の事項が改正されました。

1. 信用保証制度の変更
2. 外国人雇用の届出義務化
3. 「募集・採用時における年齢制限禁止」の義務化
4. 雇用保険法の改正 ・雇用保険の受給資格要件の変更 ・育児休業給付の給付率の変更 ・教育訓練給付の要件・内容の変更

上記内容につきまして、詳しくご案内いたします。

CONTENTS

10月1日から変更になります!・・・P.1
1.信用保証制度の変更に
ついて・・・P.1
2.外国人雇用の届出義務化・・・P.2
3.「募集・採用時における
年齢制限禁止」の義務化・・・P.3
4.雇用保険法が
改正されました・・・P.3
経営者に群がる「軍師」・・・P.4
基礎から学ぶ投資信託
～投信のメリットって何?・・・P.5
第45回電話対応コンクール出場!・・・P.6
ASAK経営実践セミナーのご案内・・・P.7
10月度の税務スケジュール・・・P.7
今月の名言録・・・P.8
無料相談会実施中!・・・P.8

1. 信用保証制度の変更について

10月1日から、全国の信用保証協会と金融機関との間で、『責任共有制度』が導入されます。

これは、これまで信用保証協会が原則として100%保証していた「信用保証協会保証付き融資制度」において、10月1日以降の受け付けについては信用保証協会の保証が80%になり、実際に融資を実行する銀行が残り20%のリスクを負うことになる「責任共有制度」が開始されることを案内したものです。

そもそも、信用保証協会保証付き融資制度は不況に苦しむ中小企業のためのセーフティネットとして誕生した制度です。

銀行より「かなり甘い」といわれる信用保証協会の審査さえ通れば、所定の保証料を支払うだけで信用保証協会が100%保証してくれるため、全国で161万社もの中小企業が同制度を利用して融資を受けています。

ところが、10月1日受け付け以降、信用保証協会は80%しか保証してくれなくなり、残りの20%は銀行が貸し倒れ等のリスクを負うことになります。

ただし、従業員数20人以下(商業またはサービス業の場合は従業員数5人以下)の中小企業は、従来どおりの100%保証が受けられます。



実は、信用保証協会の審査を通った場合でも、銀行は絶対に融資をしなければならないわけではありません。

ただ、これまでは保証協会が全額を保証してくれる制度だったので、ほぼ100%の確率で融資が実行されていたのです。

しかし、銀行が20%のリスクを負うことになると話が違ってきます。信用保証協会の審査を通っても、銀行の審査で断られるケースが出てくるのが予想されます。今後、同制度を利用した融資を検討する際には、こうしたことも想定して、別途の融資などの準備をしておく必要があるのかもしれない。

2. 外国人雇用の届出義務化

「雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律」が成立し、10月1日から施行されました。

この法律は、外国人労働者が、在留資格の範囲内で、その能力を有効発揮しながら適正に就労できるよう、外国人雇用に関する基本ルールを整備したものです。

この法律の施行により、外国人雇用状況の届出が義務化されるとともに、外国人労働者の雇用管理の改善及び再就職支援の努力義務が課せられ、届出を怠ったり、虚偽の届出を行った場合には、**30万円以下の罰金**が課せられます。

具体的な内容につきましては、次のとおりです。

(1)外国人労働者(特別永住者を除く)を雇用する場合、その氏名、在留資格等のハローワークへの届出が必要で

届出事項、方法・期限等

雇用保険の被保険者である外国人の場合

- ・雇用保険の被保険者資格の取得届または喪失届の備考欄に、在留資格、在留期限、国籍等を記載して届け出ることができます。
- ・届出期限：取得届または喪失届の提出期限と同様(雇入れの場合は翌月10日までに、離職の場合は翌日から起算して10日以内)

雇用保険の被保険者ではない外国人の場合

- ・届出様式(ハローワーク窓口配布またはホームページからダウンロード)に、氏名、在留資格、在留期限、生年月日、性別、国籍等を記載して届け出てください。
- ・届出期限：雇入れ、離職の場合ともに翌月末日まで

平成19年10月1日時点で現に雇入れられている外国人の場合

- ・届出様式(ハローワーク窓口配布またはホームページからダウンロード)に、氏名、在留資格、在留期限、生年月日、性別、国籍等を記載して届け出てください。
- ・届出期限：平成20年10月1日(ただし、この間に離職した場合は または に従い届出が必要)



外国人登録証明書



旅券(パスポート面)の上陸許可認印

確認方法

氏名、在留資格、在留期限、生年月日、性別、国籍 「外国人登録証明書」または「旅券(パスポート)」

資格外活動の有無 「資格外活動許可書」または「就労資格証明書」

(2)外国人労働者の雇用管理の改善等が事業主の努力義務となりました

基本的考え方

事業主は、外国人労働者について

- ・労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守すること
- ・外国人労働者が適切な労働条件及び安全衛生の下、在留資格の範囲内で能力を発揮しつつ就労できるよう、適切な措置を講ずること

外国人労働者の雇用管理の改善に関して事業主が講ずべき措置

外国人労働者の募集及び採用の適正化

あらかじめ、在留資格上、従事することが認められるものであることを確認することとし、従事することが認められない者については、採用してはならないこと など

適正な労働条件の確保(均等待遇、労働条件の明示、適正な労働時間の管理等、労働基準法等関係法令の周知)

適正な労働時間の管理のほか、旅券等を保管しないようにすること など

安全衛生の確保(安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識、掲示等、労働安全衛生法等関係法令の周知)

安全衛生教育を実施するに当たっては、特に機械設備、安全装置または保護具の使用方法を外国人労働者が理解できる方法により行うこと など

雇用保険、労災保険、健康保険及び厚生年金保険の適用(制度の周知、保険給付の請求等についての援助)

適切な人事管理、教育訓練、福利厚生等

解雇の予防及び再就職援助



資格外活動許可書

外国人労働者の雇用労務管理者の選任

外国人労働者を常時10人以上雇用するときは、人事課長等を雇用労務責任者として選任すること

3. 「募集・採用時における年齢制限禁止」の義務化

- ・労働者の募集及び採用の際には、原則として年齢を不問としなければなりません。
- ・この年齢制限の禁止は、公共職業安定所を利用する場合はじめ、民間の職業紹介事業者、求人広告などを通じて募集・採用する場合や事業主が直接募集・採用する場合を含め、広く「募集・採用」を行うに当たって適用されます。



例外的に年齢制限を行うことが認められる場合

- 定年年齢を上限として、当該上限年齢未満の労働者を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
- 「60歳未満の方を募集(定年が60歳)」 × 「60歳未満の方を募集(契約期間6ヶ月)」
- 労働基準法等の法令の規定により年齢制限が設けられている場合
- 「18歳以上の方を募集(労働基準法第62条の危険有害業務)」
- 長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
- 「35歳未満の方を募集(職務経験不問)」 「40歳未満の方を募集(簿記2級以上)」
 - × 「40歳未満の方を募集(業務の経験のある方)」
- 技能・ノウハウの継承の観点から、特定の職種において労働者数が相当程度少ない特定の年齢層に限定し、かつ、期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
- 「社の技術者として30～39歳の方を募集(技術者は、20～29歳が10人、30～39歳が2人、40～49歳が8人)」
 - × 「社の技術者として30～39歳の方を募集(技術者は、20～29歳が30人、30～39歳が15人、40～49歳が25人)」
- 同じ年齢幅の上下の年齢層と比較して1/2以下となっていることが必要
- 芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請がある場合
- 「演劇の子役のため、歳以下の方を募集」 × 「イベントコンパニオンとして、30歳以下の方を募集」
- 60歳以上の高齢者または特定の年齢層の雇用を促進する施策の対象となる者に限定して募集・採用する場合
- (若年者トライアル雇用として)「35歳未満の方を募集」 × 「60歳以上70歳未満の方を募集」(上限年齢不可)

4. 雇用保険法が改正されました

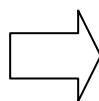
No.24でもご案内しましたとおり次のとおり改正されました。



雇用保険の受給資格要件が変わります

原則として、平成19年10月1日以降に離職された方が対象となります。

- ・短時間労働者以外の一般被保険者
6ヶ月(各月14日以上)
- ・短時間労働被保険者(週所定労働時間20～30時間)
12ヶ月(各月11日以上)



雇用保険の基本手当を受給するためには、週所定労働時間の長短にかかわらず、原則12ヶ月(各月11日以上)の被保険者期間が必要

育児休業給付の給付率が50%に上がります

- ・給付率を休業前賃金の40%から50%に引き上げます。
- ・平成19年4月1日以降に職場復帰された方から平成22年3月31日までに育児休業を開始された方までが対象となります。

休業期間中 30% + 職場復帰後6ヶ月 10%



休業期間中 30% + 職場復帰後6ヶ月 20%

教育訓練給付の要件・内容が変わります

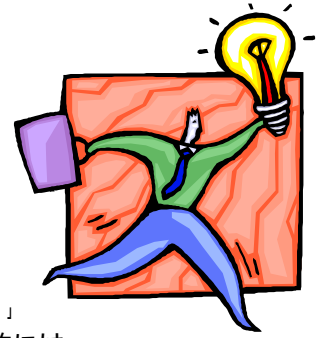
- ・本来は「3年以上」の被保険者期間が必要である受給要件を、当分の間、初回に限り「1年以上」に緩和します。
- ・被保険者期間によって異なっていた給付率及び上限額を一本化します。
- ・平成19年10月1日以後に指定講座の受講を開始された方が対象となります。

- ・被保険者期間3年以上5年未満 20%(上限10万円)
- ・被保険者期間5年以上 40%(上限20万円)



・被保険者期間3年以上 20%(上限10万円)
(初回に限り、被保険者期間1年以上で受給可能)

経営者に群がる「軍師」



< 倫理なきアドバイザーの出現 >

M & Aの時代といわれていますが、経営者にとって厳しい経営環境を乗り切るために不可欠となっているのが財務・法務のアドバイザーです。その分野に、証券会社や銀行がグループをあげて助言業務の体制を強化しています。ですが、軍師よろしく経営者を支える役回りのアドバイザーが、逆に企業を食い物にする例が目立ってきています。

「一体、何を考えているのですか。お客さんの決断を鈍らせるようなことは言わないでください。」ある、大手監査法人に証券会社の社員が血相を変えて怒鳴り込んできた時の発言です。具体的には、この証券会社が財務アドバイザーを務める大手メーカーの経営統合交渉を邪魔したというのです。監査法人の担当者はその数日前に、統合後に予想される課題について社内の議論を深めておくように助言しました。会計監査を担当する立場としては当たり前の対応です。

また、あるメーカーでは同業他社との資本提携交渉のケースで、財務アドバイザーを務める証券会社から「発表当日まで交渉の事実を口外しないように」言われていたにも係わらず、早々マスコミに漏れてしまいました。すると証券会社は「漏れた以上は仕方がない、交渉を急ぎましょう」と催促し、いくつかの課題の検討が不十分なまま突貫交渉で成立しました。このメーカーの担当者は提携を急ぐ証券会社が情報をマスコミに漏らしたのではないかと疑念が捨てきれずにいるそうです。

経営者が経営の舵取りを、すべてアドバイザー任せにするのはもちろん問題ですが、一方で証券会社や銀行は企業から依頼されて任されるばかりでなく、助言業務というおいしいビジネスをいかにして勝ち取るかを考え、売り込みが過熱化しているのも現状です。いきなり外資系ファンドが大株主に躍り出たり、不祥事で営業停止を余儀なくされた企業を狙い、提携先や事業の売却相手の腹案を示して売り込むのです。

< 助言ビジネスの巨額な報酬 >

銀行や証券会社が熱心に売り込むのには、巨額な報酬が得られるというメリットがあります。M & Aを例にしますと、着手金、執務報酬、基本合意報酬、成功報酬など段階に応じて細かく分かれており、着手金だけでも相場は数百万から数千万円になります。しかも、M & Aの難易度や規模に応じて金額は跳ね上がってきます。また成功報酬は、売買される企業の時価純資産額の1 ~ 5%が普通で、大型案件になりますとその金額は数十億円になることもあります。業務を行う担当者の給料は、業績連動給ですので案件を成立させようと必死になるわけです。

特に銀行は「適切な助言のため」という理由で依頼先の会社を丸裸にして、知り得た情報を、新たな事業資金の調達や新株発行、金融商品の提供などにつなげる武器とすることができます。M & Aが成功すればその会社のメインバンクとなる可能性も高くなります。

こうした動きに金融庁も注意しています。それは、アドバイザーとしての証券会社と資金の貸し手としての銀行は、利益相反に陥る可能性が高いからです。証券会社が必要な資金を意図的に高く査定すれば、銀行は融資額を積み増すことができ、財務内容が悪ければ他の銀行に融資させる枠組みを作り、特定の銀行の融資を肩代わりさせることもできます。その上、成功報酬も手に入ります。

< 助言ビジネスへの期待と現実 >

M & Aの財務アドバイザーの業務だけでなく、今後専門家の助言業務に巨額の報酬が必要となる傾向は高まっています。企業買収に対抗するために買収防衛策を法律事務所に依頼すれば数億円、来年の4月から施行の「日本版SOX法」に対応するためのシステムの改修には数千万円かかると言われています。

少し前に話題となったブルドックソースとスティール・パートナーズのM & A攻防戦では「ブルドック完勝」とマスコミは報道していましたが、法務アドバイザーが買収防衛策として作った枠組みは実はスティール・パートナーズに対価が支払われるものだったのです。対価はスティールの言い値に等しく、買収防衛策の発動でスティールは5億円の利益を得て、ブルドックはその支払で赤字に転落する可能性があります。

システム開発においては、大企業のシステム開発のほぼ半数が工期、予算をともにオーバーしてしまっており、それで業務の効率化が必ずしも進んでいるとは言えません。



< 軍師を使いこなす力 >

軍師に食い物にされないために、経営者はどうすればよいのでしょうか？

軍師は「救いの神」ではありません。

経営者自身が経営戦略を構築し、その上で軍師からは知恵をもらうことによって良い関係を築き、会社の危機の回避や発展につなげることができると思います。

「基礎から学ぶ投資信託」～ 投信のメリットって何？

117兆9888億円。これは、国内の投資家が07年2月末時点で保有する投資信託の残高ですが、9カ月連続で増加し、最高記録を更新し続けています。分配金を毎月出す毎月分配型投信に加え、近年では新興国の株式に投資する投信が大人気ですが、投信がこれほどまで人気を集める理由は一体何でしょうか。

多くの投資家から集めた資金を1つにまとめてプロが運用してくれる金融商品が投資信託。
今回から数回にわたってシリーズで、投信ならではのメリットやしぐみについて解説することになります。

メリット1 プロにお任せで銘柄を選別する必要がない！

どの銘柄や市場に投資するにせよ、個人が投資に必要な情報を入手するには限界があります。投資家に代わってファンドマネジャーが運用してくれる投信なら手間いらず。彼らは、日々、膨大かつ正確な情報を素早く入手し、運用を行っています。そのことに加え、市場や企業の分析を行うアナリストたちも運用を支えています。情報も少なく時間もない中で、銘柄選択に頭を悩ますことなくプロに任せる。このことは投信の大きなメリットといえるでしょう。



メリット2 基準価額が上昇すれば儲かる！

株式投資では、買った時点の株価より値上がりしたところで売れば儲かります。投信でも儲けるしぐみは基本は同じですが、投信には「基準価額」と呼ばれる価格があります。買った価額よりも、「基準価額」が上がれば、その差額が儲けとなります。ただし、「基準価額」は株価と違って短期で急落することも少ないかわりに、急上昇することも稀です(値動きの激しい新興国の株式に投資するものは別ですが...)。投信で儲けるのは、長期保有が基本と心得ましょう。

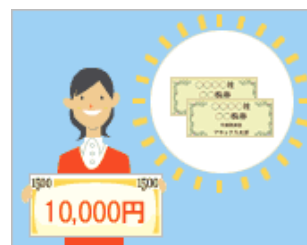


メリット3 1万円から様々な投資対象に分散できる！

株式でもミニ株など小口化されて取引しやすい環境も整ってきましたが、やはり投資にはある程度のまとまった資金が必要なのが現実です。株式では、投資対象の企業が倒産して資金がゼロになったり、株価急落で大幅に減ってしまう危険性もあります。

それに比べて投信は、大半の商品で1万円から投資可能。しかも、1つの商品で、複数の国の株式や世界中の債券などに分散して投資することができます。

例えば、トヨタ自動車の株式(100株単位)でしたら最低でも70万円弱資金が必要となりますが、国内優良企業数10社に投資する投信(ハイブリッド・セレクション下表参照)であれば1万7千円から購入できることになるのです。資金が潤沢でない人でも、国際分散投資が可能で、投資リスクを上手に分散することができます。



図表「今注目のNISCO取り扱い投信ベスト5」

ファンド名	投信会社	設定日	基準価額 (9/28)	騰落率(%)			純資産 残高
				3カ月	6カ月	1年	
ハイブリッド・ セレクション	興銀第一ライフ	1998年 2.18	17,715円	-4.3	-1.3	3.5	117億円
資産分散ファンド	ソシエテジェネ ラルアセット	2006年 9.29	10,476円	-6.8	-4.7	-	61億円
HSBCブラジル オープン	HSBC	2006年 3.31	17,021円	-3.5	22.5	54.7	1,066億円
HSBCチャイナ オープン	HSBC	2002年 1.31	51,914円	22.5	34.4	80.6	793億円
HSBCインド オープン	HSBC	2004年 11.30	30,572円	-4.0	12.8	37.5	1,769億円

第45回 電話対応コンクール出場！

先日、弊社を代表して2名の社員が電話対応コンクールに出場しました。

電話対応コンクールとは、正しく美しい日本語を守り育てるとともに、各企業における電話対応サービスとトーク技術の向上に資するため(財)日本電信電話ユーザ協会が毎年実施しているもので、地区大会にはじまり全国大会まで開催される大変歴史のある大会です。

1人3分の持ち時間内で、決められた競技問題をもとに、電話対応およびセールストークの技能を競い合うものです。名古屋地区大会は、9月13、14日に名古屋商工会議所にて開催され、約120名が参加いたしました。競技結果については、残念ながら今回は入賞を逃していますが、次年度こそはとりベンジを誓っております。皆様におかれましても、ご興味があれば、是非ご参加ください。

電話でのコミュニケーションの難しさを痛感しました ~ 杉浦 美香 ~

今回、私は電話対応コンクールに参加して貴重な体験をさせていただきました。電話の対応をしながら、営業マインドも試される技術問題に取り組み、電話対応サービスの技術を競い合うものですが、参加するだけでもレベルアップに繋がるものだと思います。

今回は長野県で全国大会を行うことから、「株式会社長野印刷」という会社の設定で、営業部の伊藤社員として電話の対応をすることになり、取引先の「山岸クリニック」の院長から先日納品をした印刷物に印刷ミスがあったというクレーム処理の対応をします。どれだけ上手に安心感を持たせられるような対応ができるかというものでした。その中で一番難点だった



のは、今回初めて導入された携帯電話の留守番電話に用件を入れる対応です。留守番電話は、20秒以内に録音しなければならないという時間制限があり、オーバーしてしまうと減点されてしまいます。

全体では3分という時間制限がありますが、本番になると緊張をしてオーバーしてしまうことが多いそうです。今回、電話対応コンクールに参加して、残念ながらいい結果は出せませんでした。しかし、すごく自分のためになったということもありますし、電話対応の難しさを改めて考えさせられた大会でした。来年もがんばります！



この経験を生かしていきたい ~ 太田 将良 ~

電話対応コンクールにおいては、コミュニケーション能力はもちろんのこと、コンクール会場で多くの聴衆を前に実演する度胸も試される場でした。

特に、電話対応する上で下記の事項についてはとても勉強になった項目です。

第1声は企業のイメージ！
確認事項は必須事項！
謝罪は最初に納期は最後に！
留守番電話はすばやく的確に！

皆様にとっても参考になれば幸いです。私自身は、今回の経験とノウハウを、今後日常業務の中で十分に生かしていけると思っています。



頭の体操

あるホテルには部屋が500室あります。4と9の数字は使わずに1号室、2号室、3号室、5号室、・・・と順に部屋に番号をつけていくと500番目の部屋は何号室になりますか。

(麻布中学校入試問題)
(中学受験・算数の森HPより)



回答はP.7の下部にあります

ASAK 経営実践セミナーのご案内

～ 労使トラブルを未然に防ぐ！モメない就業規則の作り方 ～

就業規則は、従業員10名以上の事業所にとっては作成および監督署への提出義務がありますが、「義務だから一応つくっておけばよい」というものではありません。

何人かの人が集まり、「組織」になると、そこには何らかの「行動ルール」ができてきます。

そして、自然にできたルールでも、それはその組織の「決まり」となって力を持ってきます。

しかし、会社という組織においては、そういった「社内のきまり」は自然に発生させるものではなく、経営者の考えや会社の方向性を考えた上で「意図してつくる」ことが必要です。

そこで今回は、いざとなったときにモメない、ツボをおさえた就業規則について解説いたします。

【予定している主な内容】

- ・なぜ今、就業規則の見直しが必要なのか？
- ・リスクを回避する就業規則見直しのツボ
- ・不当解雇といわせない
- ・新しいパートタイム労働法 など

当日の構成上、余儀なく詳細な内容に関しては変更がございますのでご了承ください

日時 11月15日(木) 18:30～20:30

講師 ASAK社会保険労務士事務所
近藤 裕美

場所 名古屋都市センター(金山) 14階 第1会議室

会費 3,000円

定員 20名 人数限定のため、お早めにお申し込みください。

申込 11月9日(金)までに当事務所へメールまたはお電話でお申し込みください。

e-mail: info@asaoka-kaikei.com tel: 052-331-0135・0145



10月度の税務スケジュール

内 容	期 限
9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納期限 10月10日(水)
8月決算法人の確定申告 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税	申告期限 10月31日(水)
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税	申告期限 10月31日(水)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税	申告期限 10月31日(水)
2月決算法人の中間申告(半期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税	納期限 10月中において市町村の 条例で定める日
消費税の年税額が400万円超の2月・5月・11月決算法人の3月ごとの 中間申告 消費税・地方消費税	申告期限 10月31日(水)
消費税の年税額が4,800万円超の8月決算法人を除く法人・個人事業者 の1月ごとの中間申告 消費税・地方消費税	申告期限 10月31日(水)
個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)	申告期限 10月31日(水)

「頭の体操」の回答 875号室

今月の名言録

本領を生かす

完全無欠をのぞむのは、人間の一つの理想でもあり、またねがいでもある。だからおたがいにそれを求め合うのもやむを得ないけれども、求めてなお求め得られぬままに、知らず知らずのうちに、他をも苦しめ、みずからも悩むことがしばしばある。だがしかし、人間に完全無欠ということが本来あるのであろうか。



松の木に桜の花を求めるのはムリ。牛に馬のいななきを求めるのもムリ。松は松、桜は桜。牛は牛であり馬は馬である。つまりこの大自然はすべて、個々には完全無欠でなくとも、それぞれの適性のなかでその本領を生かし、たがいに与え与えられつつ、大きな調和のなかに美とゆたかさを生み出しているのである。

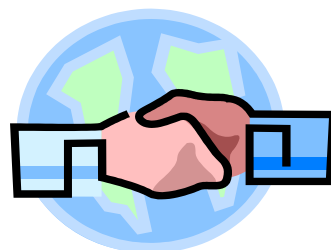
人もまた同じ。おたがいそれぞれに完全無欠でなくとも、それぞれの適性のなかで、精いっぱいその本領を生かすことを心がければ、大きな調和のもとに自他ともの幸福が生み出されてくる。この素直な理解があれば、おのずから謙虚な気持ちも生まれてくるし、人をゆるす心も生まれてくる。そして、たがいに足らざるを補い合うという協力の姿も生まれてくるであろう。男は男、女は女。牛はモーで馬はヒン。繁栄の原理はきわめて素直である。

(「道をひらく」 松下幸之助著 PHP研究所)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きますようよろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階

TEL: 052 - 331 - 0135

052 - 331 - 0145

FAX: 052 - 331 - 0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
近藤 裕美

